

徳島県告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和四年一月四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年一月四日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

道路の種類 県道

129	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
		徳島津田イ ンター	徳島市津田海岸町一二二五番 八七地先から 同 九〇地先まで	六〇・〇	令和四年一月四日